

第 49 号

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第73号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定中指定介護療養型医療施設に関する部分が失効することに伴い、熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。